

第6期大山崎町障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画（案）

令和2年12月現在

大山崎町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 障がい者を取り巻く現状	7
1 障がい者の現状	7
2 アンケート調査結果からみえる現状（事業所）	14
3 ヒアリング調査結果からみえる現状	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 成果目標	20
第4章 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する方策や見込量等	26
1 障がい福祉サービスの見込量	26
2 地域生活支援事業の見込量	32
3 障がい児福祉サービスの見込量	42
第5章 計画の推進に向けて	44
1 連携体制の強化	44
2 計画の進行管理	44



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

我が国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」に批准しており、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねて多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しが行われています。

本町では、平成30年3月に策定した「第5期大山崎町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第6期大山崎町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定することとしました。

|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化する

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律 (平成 30 年)

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

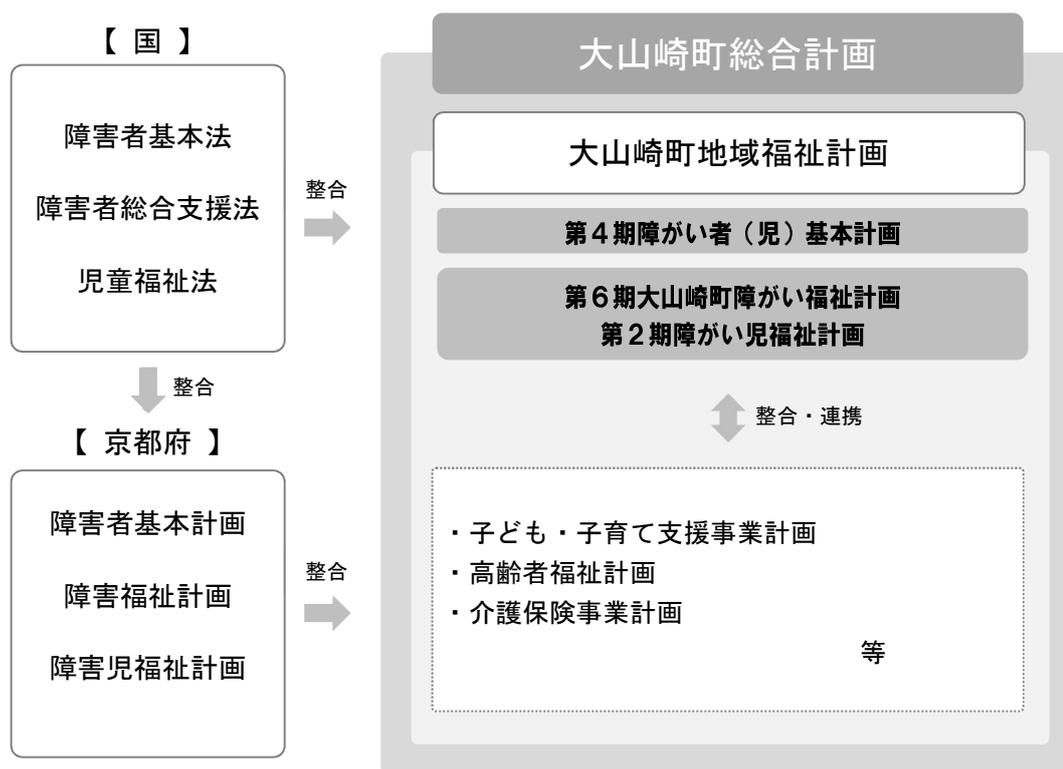
キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

3 計画の位置づけ

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、京都府障害者基本計画・京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画並びに大山崎町総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4期大山崎町障がい者（児）基本計画					
第5期大山崎町障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画			第6期大山崎町障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画		

5 計画の策定体制

策定にあたっては、令和2年度に実施した事業所アンケート調査や障がい者団体ヒアリング調査の結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。



障がい者を取り巻く現状

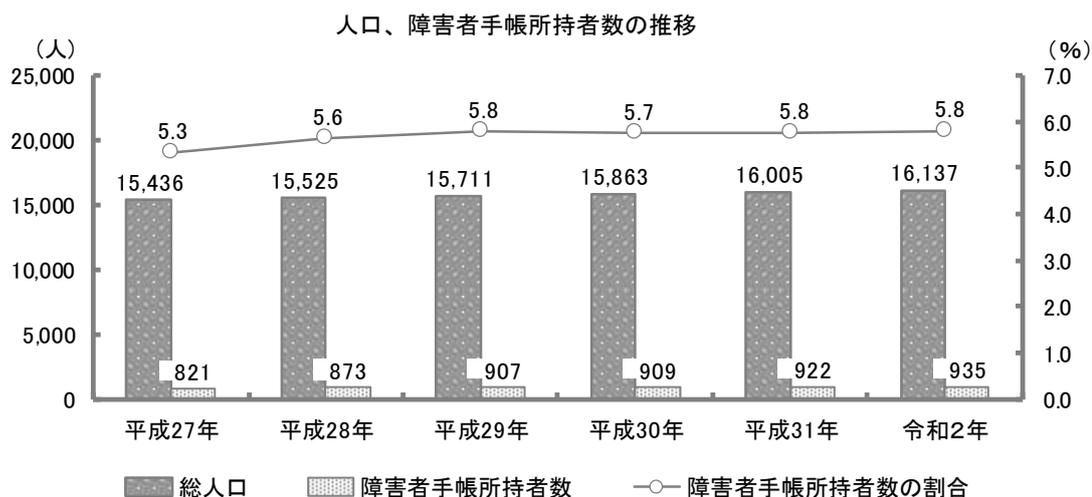
1 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数等の推移

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在16,137人で、直近の5年では年々増加しています。

障害者手帳所持者数も、令和2年4月1日現在935人で、年々増加しており、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.8%と増加傾向にあります。

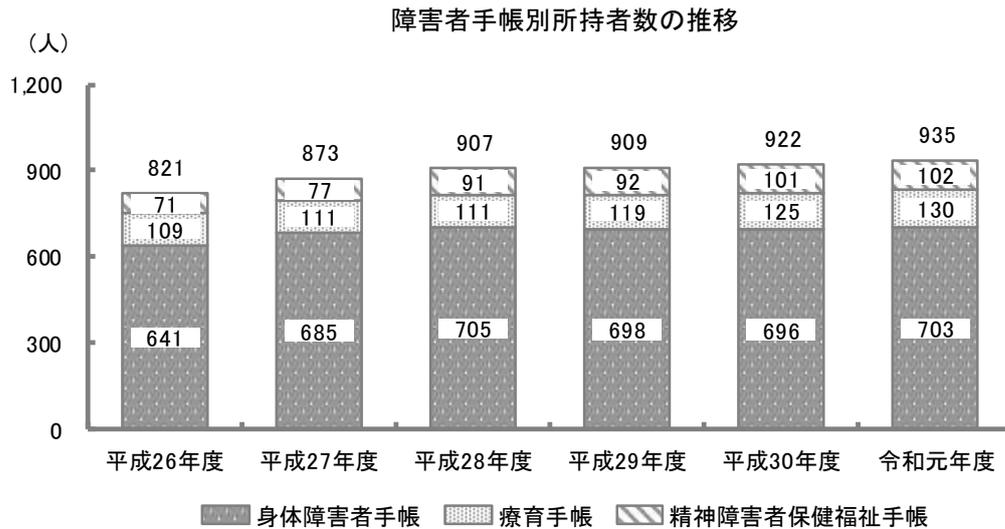


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年度末現在）

② 障害者手帳別の所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在703人となっています。

また、療育手帳所持者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在130人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在102人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別・障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が202人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が188人となっています。また、1級、4級、5級、6級の手帳所持者数は増加傾向にあり、3級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	183	202	209	202	202	202
2級	89	99	101	100	95	91
3級	126	129	123	120	117	122
4級	174	184	188	184	189	188
5級	39	40	48	53	51	57
6級	30	31	36	39	42	43
合計	641	685	705	698	696	703

資料：庁内調べ（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、肢体不自由が373人（53.1%）と最も多く、次いで内部障がいが233人（33.1%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障がい	30	35	35	34	35	36
聴覚・平衡機能 障がい	44	46	49	51	55	53
音声・言語・そし やく機能障がい	8	6	7	7	8	8
肢体不自由	331	362	373	373	367	373
内部障がい	228	236	241	233	231	233
合計	641	685	705	698	696	703

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和元年度末現在、A判定の手帳所持者数が58人、B判定の手帳所持者数が72人となっています。また、A判定、B判定の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A（重度）	49	51	53	55	56	58
B（中、軽度）	60	60	58	64	69	72
合計	109	111	111	119	125	130

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(4) 精神障がい者の状況

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、3級の手帳所持者数が55人で最も多く、次いで2級の手帳所持者数が44人となっています。また、手帳所持者数の合計人数は年々増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

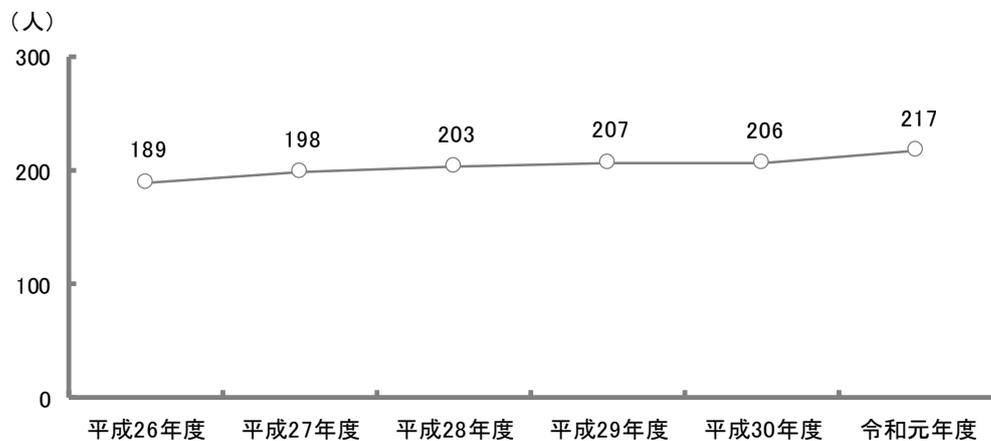
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	3	4	1	0	1	3
2級	32	33	40	45	50	44
3級	36	40	50	47	50	55
合計	71	77	91	92	101	102

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、令和元年度末現在217人で、増加傾向にあります。

自立支援医療（精神通院）受給者の推移



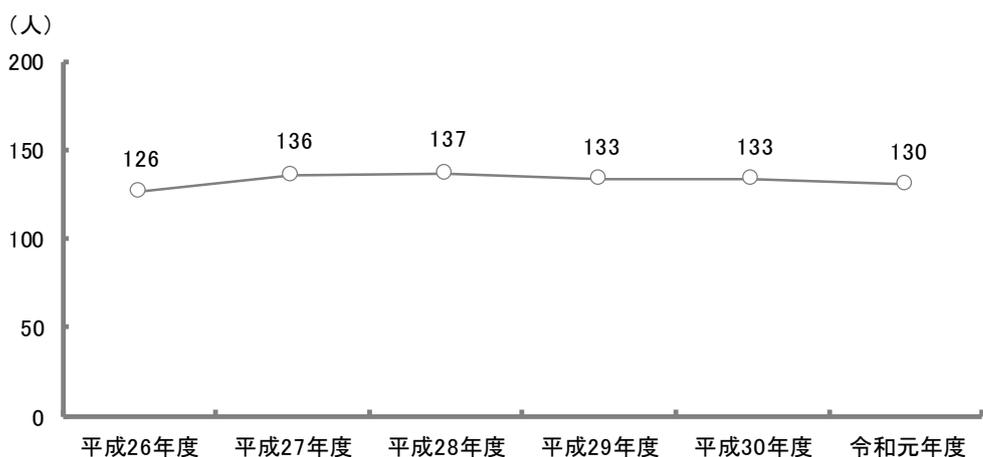
資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 難病者の状況

① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和元年度末現在130人で、ほぼ横ばいとなっています。

難病医療費等助成受給者の推移

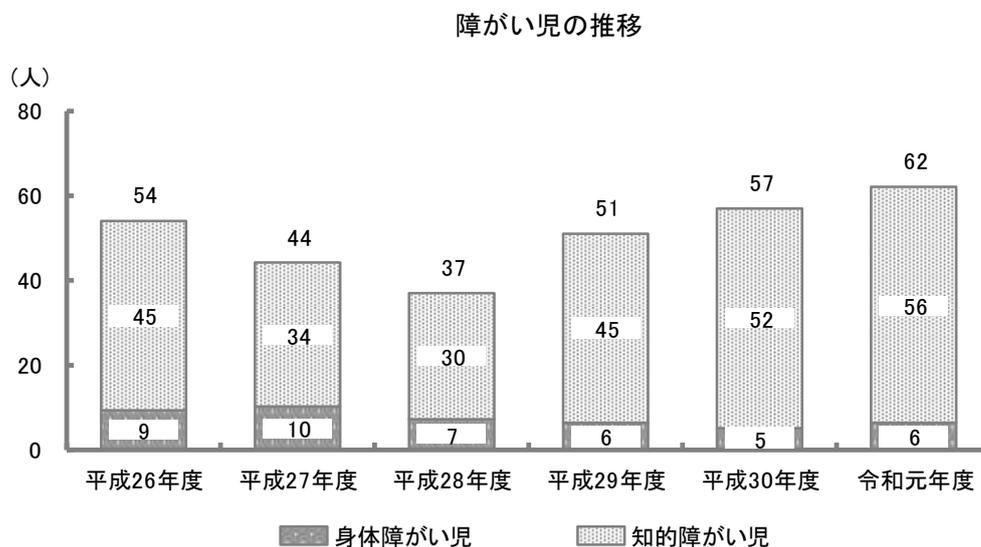


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(6) 障がい児の状況

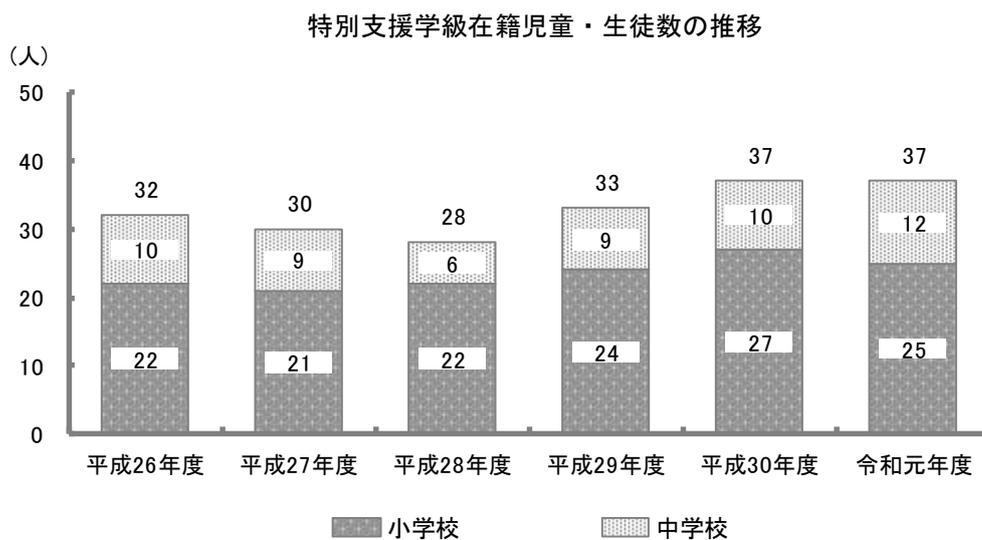
① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和元年度末現在6人です。知的障がい児では、令和元年度末現在56人で、増加傾向にあります。



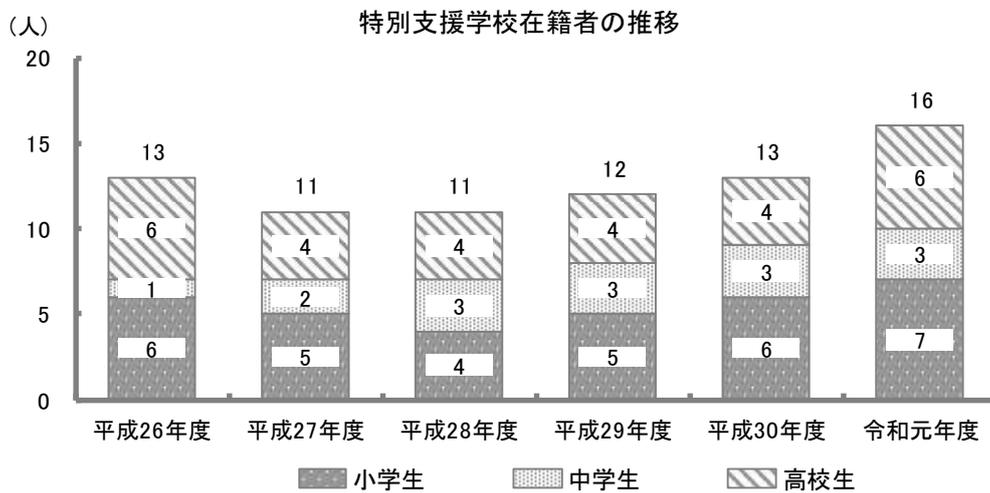
② 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和元年度末現在25人、中学校の生徒数は、令和元年度末現在12人で、僅かに増加傾向となっています。



③ 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和元年度末現在7人で、ほぼ横ばいとなっています。また、中学生は令和元年度末現在3人で、増加傾向にあり、高校生は令和元年度末現在6人で、ほぼ横ばいとなっています。

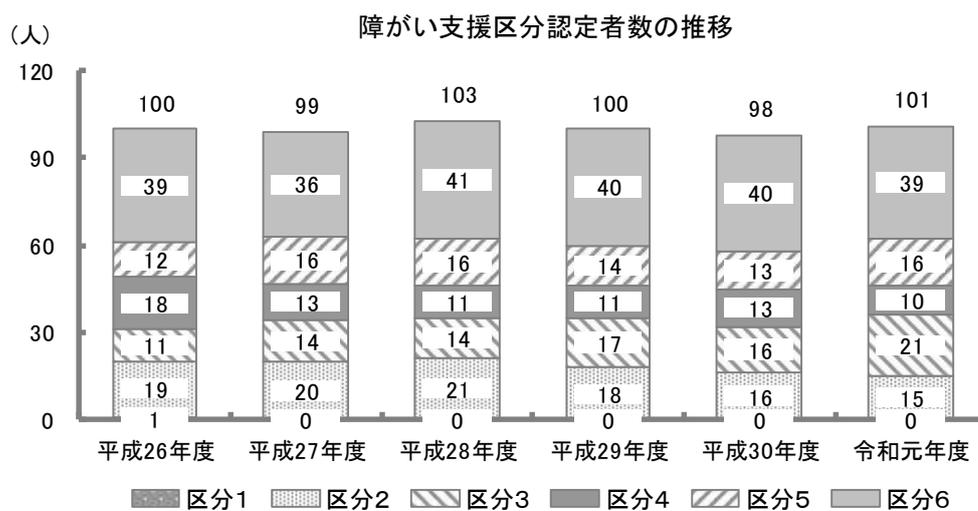


資料：庁内調べ（各年度末現在）

（7）障がい支援区分認定の状況

① 障がい支援区分認定者数の推移

障がい支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末現在、区分6が39人で最も多く、次いで区分3が21人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

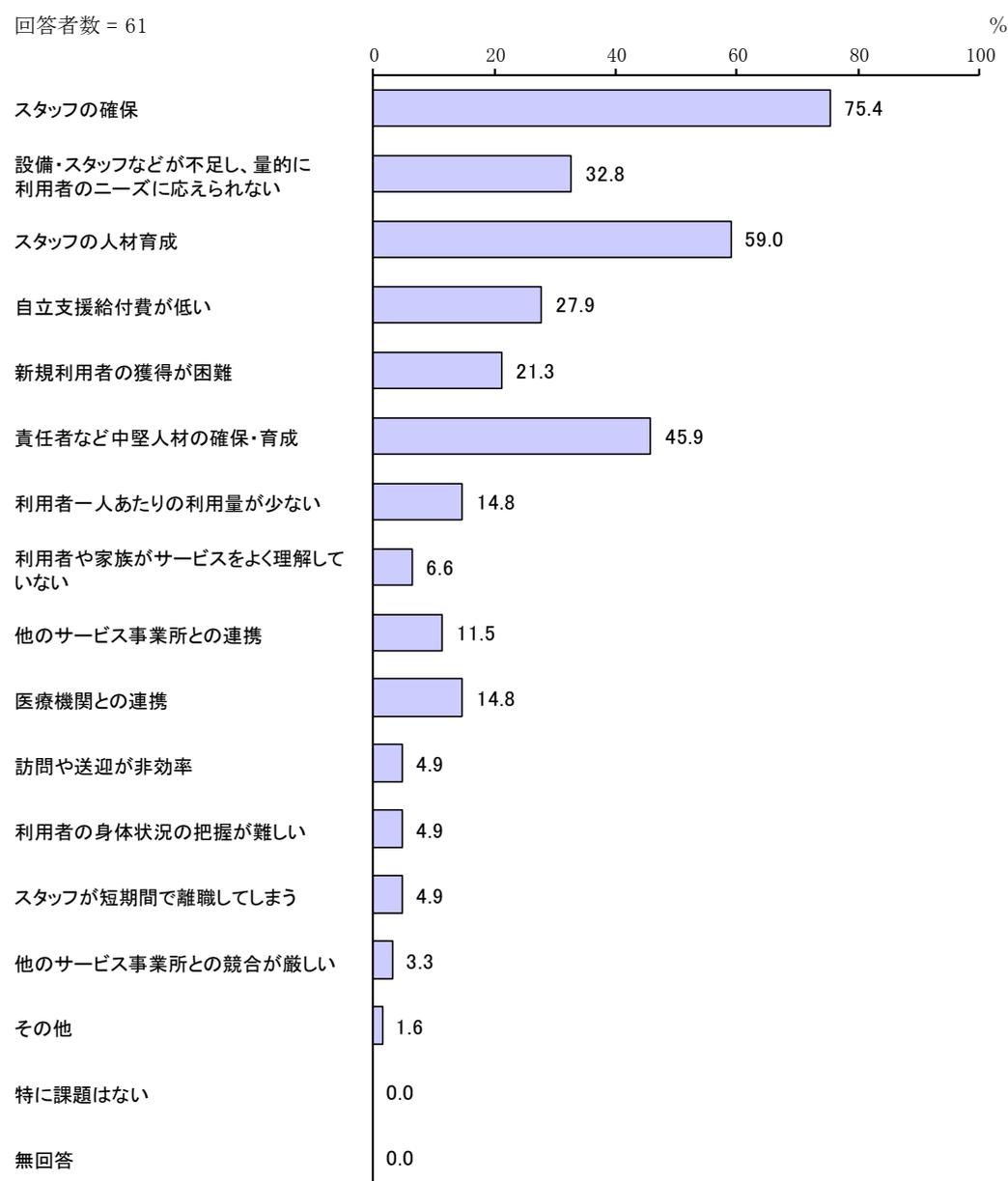
2 アンケート調査結果からみえる現状（事業所）

乙訓圏域内でサービスを提供している障がい福祉事業所の方々から、サービス提供体制の状況や考えを伺いました。主な回答は以下の通りです。

（1）事業を運営するうえでの課題

「スタッフの確保」の割合が75.4%と最も高く、次いで「スタッフの人材育成」の割合が59.0%、「責任者など中堅人材の確保・育成」の割合が45.9%となっています。

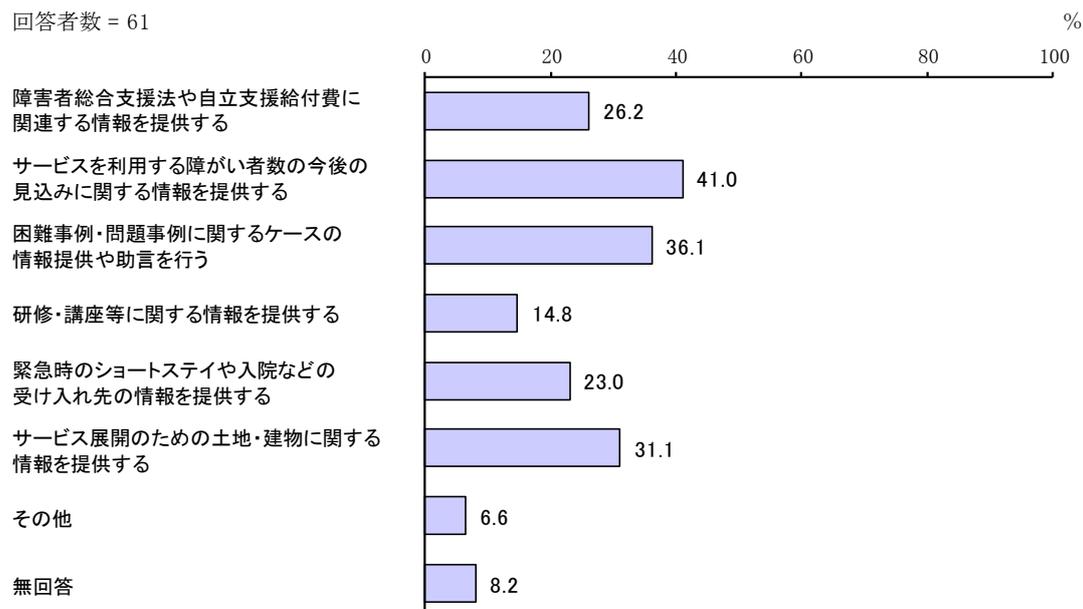
回答者数 = 61



(2) 障がい福祉サービスへの新規参入の促進に必要なこと

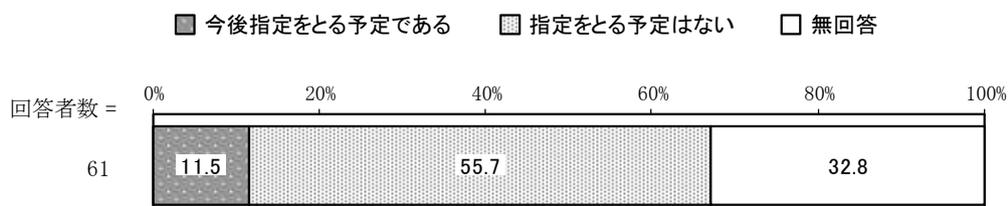
「サービスを利用する障がい者数の今後の見込みに関する情報を提供する」の割合が41.0%と最も高く、次いで「困難事例・問題事例に関するケースの情報提供や助言を行う」の割合が36.1%、「サービス展開のための土地・建物に関する情報を提供する」の割合が31.1%となっています。

回答者数 = 61



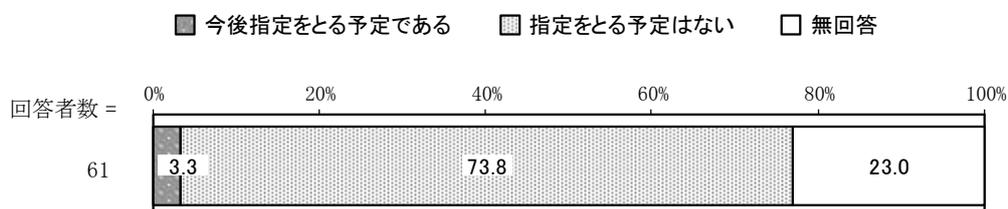
(3) 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の指定取得の予定

「今後指定をとる予定である」の割合が11.5%、「指定をとる予定はない」の割合が55.7%となっています。



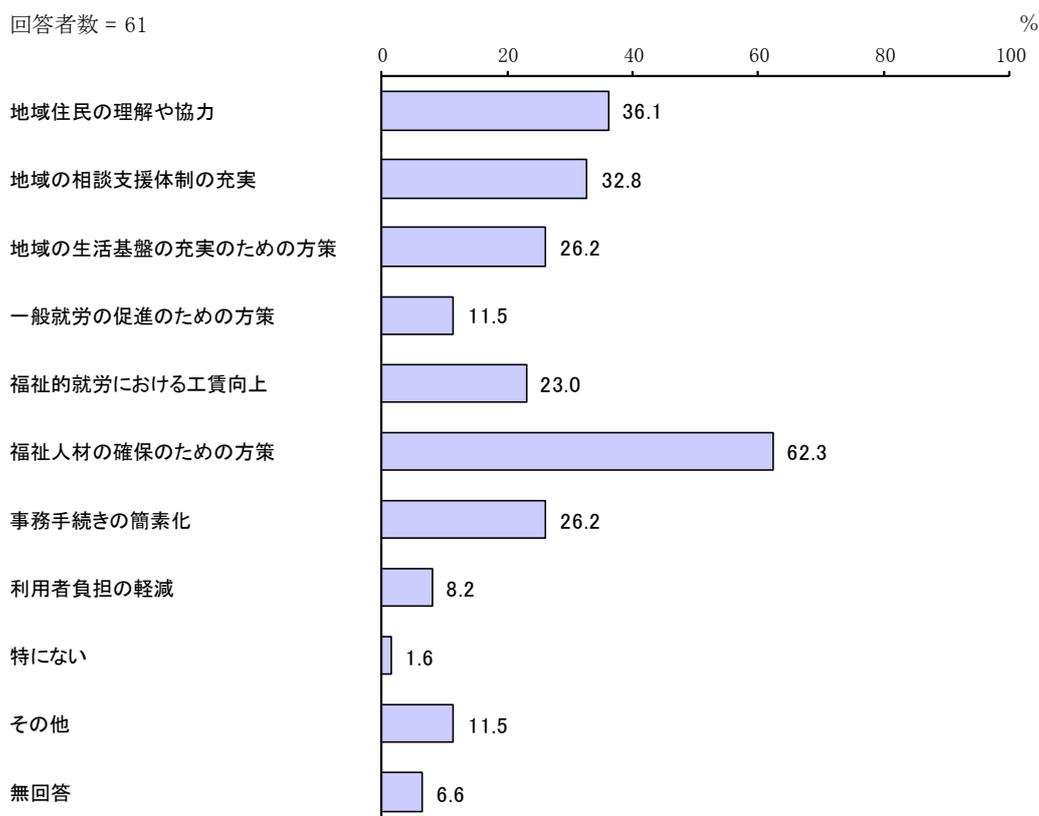
(4) 指定一般相談支援事業所の指定取得の予定

「今後指定をとる予定である」の割合が3.3%、「指定をとる予定はない」の割合が73.8%となっています。



(5) 障がい福祉施策の充実に向けて必要なこと

「福祉人材の確保のための方策」の割合が62.3%と最も高く、次いで「地域住民の理解や協力」の割合が36.1%、「地域の相談支援体制の充実」の割合が32.8%となっています。



3 ヒアリング調査結果からみえる現状

本町とかかわりのある、障がい者団体等の方々に対し、本町の障がい者施策や今後の障がい福祉計画に活かすべき点などを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。意見をいただいた主な内容は以下の通りです。

〔障がい福祉サービスについて、現在の状況や問題点・課題〕

- ヘルパーさんの不足の為、サービスが利用できないことがある。
- 緊急対応のための24時間体制の構築が必要。
- 地域で暮らし続けるために、ケアホームの充実、通所時間以外の生活、余暇の充実、医療面の拡充が必要。
- 重度障がい者のグループホーム等、重度障がい者が地域で生活ができる環境整備が必要。
- 就労継続支援B型事業利用者で、意欲のある利用者には就労継続支援A型事業や一般就労に挑戦する機会を提供するという支援が必要。

〔施設で生活されている障がいのある人が地域の一員として安心して暮らしていくために必要なこと〕

- 地域での生活の場としてのケアホーム、グループホームの充実が必要。
- 障がいのある人が困った時に地域の人への援助を求められない。また、求められても関わりが少ないこともあり、対応が出来ないことがあるため、周りの理解が必要。
- 障がいがあっても一人暮らしをサポートできるような相談体制の充実が必要。
- リハビリ、医療等について専門知識を持った人材を育成することが必要。
- 障がいのある人、ない人が一緒に交流する場が必要。

〔障がいのある人やその家族が安心して生活するための相談体制について〕

- 各個別の担当相談員があれば、各個人の現状把握や地域社会とのパイプができあがると思うので、相談窓口の増加が必要。
- その家族丸ごとを視野に入れて、将来を見越した生活の相談ができる、ソーシャルワ

ーカーが不足している。

- 聴覚障がい者の知識を持った職員が、施設や行政にいないため、相談できる場所と機会が少ない。
- 深夜・土日対応や、親が急病になった時などの緊急時体制の構築が必要。

〔障がいのある人が就労する際の問題点・課題〕

- 障害者就労支援センターがないため、就職するための相談ができるところがない。
- 障がい者雇用枠や受入れのための体験実習等、受け皿の拡大が必要。
- 就労した後のケアが出来る体制やサポート出来る人材の育成が必要。

〔障がいのある児童や発達に支援の必要がある児童に対する支援についての問題点・課題〕

- 相談支援体制が確保されていないことにより、タイムリーに療育につながらないことがある。早期発見早期療育の観点から、問題がある。
- 圏域に児童発達支援センターがないことで、より専門的な支援を望むと遠方に行かなければならない。
- 療育が必要となった時に、障がい福祉制度との連携がわかりにくい。

〔感染症や災害対策など、危機管理についての問題点・課題〕

- 防災についての学習機会の増加が必要。
- 福祉避難所の設置や自宅にいる場合の支援が必要。
- 当事者または家族が感染症に感染した場合、当事者の生活支援を誰がするのかという問題がある。
- 災害時については、当事者家族から寄せられた相談事例を集約し、対応の経験を共有して対応力の底上げをして、個別の避難計画の策定が必要。

〔その他意見〕

- 障がいを持つ人の家族への地域からの情報提供を増やして欲しい。
- 親亡き後の不安、医療的ケアが必要な方にとって高齢な親が安心出来る環境を作ることが必要。8050問題への対応も大きな課題。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

共につくる福祉のまちをめざして

ささえあい、心やさしい、ふるさとを



本町の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた第4期障がい者（児）基本計画においては、「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念とし、町民みんなで協力し合い、障がいのある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境づくりを目指しています。

本計画でも、この基本理念のもと計画を推進していきます。

2 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

目 標 値	
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人
令和5年度末までの施設入所者の削減数	1人

令和元年度末時点での施設入所者数は12人、平成30年度当初から令和元年度末までの地域生活移行者は0人でした。第6期計画においては、国の指針に基づき、地域生活移行者数を1人(12人×6%≒1人)施設入所者の削減数を1人(12人×1.6%≒1人)と設定します。

【第5期計画の実績】

	減少数
【目標値(A)】令和2年度までの地域生活移行者数	1人
【実績(B)】令和元年度末時点の地域生活移行者数	0人
【達成率(B/A)】	0.0%
【目標値(C)】令和2年度までの施設入所者の削減数	1人
【実績(D)】令和元年度末時点の施設入所者の削減数	1人
【達成率(D/C)】	100.0%

目標実現に向けた取組

自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

目 標	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (令和5年度末時点)	推 進

目標実現に向けた取組

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すための、保健・医療・福祉関係者による協議の場については、乙訓圏域において設置済です。今後も引き続き、乙訓2市や関係機関等との連携を強化しつつ、現状の体制を維持します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	
地域生活支援拠点等の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

目 標	
圏域での地域生活支援拠点の整備 (令和5年度末時点)	推 進

目標実現に向けた取組

本町では、障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行っています。

乙訓圏域での整備を進めるため、2市1町で構成される乙訓圏域障がい者自立支援協議会において、整備について検討を行いました。今後は、拠点の具体的な機能や役割等について協議を進めます。なお、長岡京市では、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画において、拠点の機能を備えた施設整備を、乙訓圏域市町や事業所、関係機関と連携して推進することとされています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	5人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	5人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	4人

令和元年度末時点での移行者数は4人（すべて就労移行支援利用者）であり、第6期計画においては、国の指針に基づき、一般就労移行者数を5人（4人×1.27倍≒5人）、就労定着支援事業の利用者数を4人（5人×7割≒4人）と設定します。

【第5期計画の実績】

	移行者数・利用者数
【目標値（A）】令和2年度の一般就労移行者数	1人
【実績（B）】令和元年度の一般就労移行者数	4人
【達成率（B/A）】	400.0%
【目標値（C）】令和2年度末の就労定着支援事業の利用者数	5人
【実績（D）】令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数	2人
【達成率（D/C）】	40.0%

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。乙訓圏域障がい者自立支援協議会においても、就労支援部会の取り組みのひとつとして、本町庁舎内で障がい者に事務作業を体験していただく「庁内実習」を実施しています。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

目標値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	推進
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	圏域での体制継続
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域での体制継続

目 標 値	
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域での体制継続
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置、及びコーディネーターの配置	配 置

目標実現に向けた取組

医療的ケア児支援のための協議の場については、乙訓圏域で設置に向けて検討を行います。

なお、長岡京市では、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の基本施設として、乙訓圏域市町や事業所、関係機関と連携しつつ児童発達支援センターの整備を進めることとされています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

目 標 値	
	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回

目標実現に向けた取組

総合的・専門的な相談支援機関として、乙訓圏域において基幹相談支援センターを設置しています。センターを含めた関係機関と連携し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所の質の向上を図ります。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

目 標 値	
令和5年度末までに障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実 施
令和5年度末までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実 施

目標実現に向けた取組

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用については、町職員が、京都府等が実施する各種研修へ参加し、職員の資質向上に努めます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、乙訓圏域の2市1町において、分析方法や共有方法について検討していきます。

また、サービスの質の向上には、前提としてサービスの提供ができる人材の確保が必要であるという認識のもと、2市1町で構成される乙訓圏域障がい者自立支援協議会において検討している事業所の人材確保の方策についての協議を継続していきます。



第4章

障がい福祉サービス等の提供体制の 確保に関する方策や見込量等

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する人に対して、居宅介護等福祉のサービスを包括的に行うサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	時間/月	1,181	1,111	1,155	1,169	1,198	1,227
	人/月	41	38	39	40	41	42
	時間/月 (対計画値)	83.4%	71.0%	65.2%			
	人/月 (対計画値)	85.4%	71.7%	67.2%			
重度訪問介護	時間/月	906	865	855	875	875	875
	人/月	3	4	5	4	4	4
	時間/月 (対計画値)	97.7%	93.3%	92.2%			
	人/月 (対計画値)	100.0%	133.3%	166.7%			
同行援護	時間/月	0	23	0	30	30	30
	人/月	0	1	0	1	1	1
	時間/月 (対計画値)	0.0%	76.7%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	100.0%	0.0%			

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間/月	109	80	116	120	120	120
	人/月	4	1	3	4	4	4
	時間/月 (対計画値)	90.8%	66.7%	96.7%			
	人/月 (対計画値)	100.0%	25.0%	75.0%			
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度3月提供分。令和2年度のみ7月提供分。

② サービスの状況や課題等

訪問系サービスは、居宅介護の利用が増加傾向にあり、ほかのサービスも大きな増減はないものの毎年度一定の利用がみられます。

現在の利用状況や把握している障がいのある人のニーズ、生活実態を勘案し、サービスを見込んでいきます。また、視覚障がい者の同行援護については対象者の置かれている状況を加味しつつ、移動支援事業の利用も含めて、適切なサービス提供に努めます。

サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、人材の確保に努めるとともに、サービスに対する周知・啓発を進めていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、個別支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供期間との連絡調整を行う等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練が利用期間を設定して受けられるサービスです。
就労継続支援 (A型)	事業者と雇用契約等を結び、就労機会の提供及び知識や能力の向上のために必要な訓練等が受けられるサービスです。
就労継続支援 (B型)	雇用契約等を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練が受けられるサービスです。

就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所（福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	591	629	638	640	661	681
	人/月	30	30	30	31	32	33
	人日/月 (対計画値)	84.1%	86.9%	85.5%			
	人/月 (対計画値)	90.9%	88.2%	85.7%			
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	45	21	12	26	26	26
	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月 (対計画値)	102.3%	47.7%	27.3%			
	人/月 (対計画値)	75.0%	75.0%	75.0%			
就労移行支援	人日/月	93	29	57	60	60	60
	人/月	5	2	3	5	5	5
	人日/月 (対計画値)	136.8%	42.6%	67.1%			
	人/月 (対計画値)	125.0%	50.0%	60.0%			
就労継続支援 (A型)	人日/月	206	156	179	174	174	174
	人/月	11	8	9	9	9	9
	人日/月 (対計画値)	147.1%	97.5%	111.9%			
	人/月 (対計画値)	183.3%	114.3%	112.5%			
就労継続支援 (B型)	人日/月	386	382	407	427	427	427
	人/月	22	21	23	24	24	24
	人日/月 (対計画値)	90.8%	89.9%	95.8%			
	人/月 (対計画値)	88.0%	84.0%	92.0%			

就労定着支援	人/月	0	1	2	4	4	4
	人/月 (対計画値)	0.0%	100.0%	200.0%			
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	人/月 (対計画値)	100.0%	100.0%	100.0%			
短期入所（福祉型）	人日/月	39	87	87	77	77	77
	人/月	10	9	9	10	10	10
短期入所（医療型）	人日/月	3	3	3	3	3	3
	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型、医療型）	人日/月 (対計画値)	35.0%	75.0%	75.0%			
	人/月 (対計画値)	73.3%	66.7%	66.7%			

※実績は各年度3月提供分。令和2年度のみ7月提供分。

② サービスの状況や課題等

日中活動系サービスは、サービスによって利用が増減していますが、一貫して生活介護の利用者は年々増加しています。数値の見込みにあたっては、サービスの利用実績や支援学校等の卒業生の進路希望、サービス事業者の参入の動向等を踏まえ見込んでいます。また、ショートステイをはじめとした各種日中活動系サービスの確保にあたっては、乙訓2市やサービス提供事業者と連携を図り、利用者の動向を踏まえながらサービスの確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等により支援を行うサービスです。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	15	13	13	15	15	15
	人/月 (対計画値)	88.2%	76.5%	76.5%			
施設入所支援	人/月	12	12	12	12	12	12
	人/月 (対計画値)	92.3%	92.3%	100.0%			

自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度3月提供分。令和2年度のみ7月提供分。

② サービスの状況や課題等

乙訓圏域において、一定グループホームの整備は進んできたものの、グループホームを求める声は依然として大きく、障がいのある人及びその家族の高齢化が進んでいることから、今後も確保に向けて取り組んでいく必要があります。グループホームの設置にあたっては、用地問題や建築基準法、消防法など、様々な問題・課題を解消する必要があるため、庁内の関係各課や関係機関等と連携・情報共有を図っていきます。

施設入所支援のサービス見込量については、障がいのある人の状況等を踏まえ設定します。本人や家族の高齢化、障がいのある人の重度化、障がいの特性によりグループホームでは対応が難しいケースもあることから、施設整備についても検討していく必要があります。

(4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。また、市町村の求めに応じてサービス等利用計画案を提出し、サービス事業者等との連絡調整や支給決定時のサービス利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための活動に対する相談を行うとともに、地域移行のための障がい福祉サービス事業者等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人または同居の家族による支援を受けられない障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因する緊急の事態等に相談、緊急訪問などの支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	27	29	29	30	30	30
	人/月 (対計画値)	207.7%	223.1%	223.1%			
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			

※実績は各年度の一月当たり平均、令和2年度のみ4月から7月の一月当たり平均

② サービスの状況や課題等

支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

各相談事業所における情報共有・連携の場の設置を検討するとともに、困難事例等が発生した場合は、本町はもとより、基幹相談支援センターと連携を図りながら、支援に努めます。

2 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	町民の障がいや障がいのある人に対して理解を深めるため、理解を深める教室やイベントの開催、広報活動を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 (計画値)	有	有	有			

② サービスの状況や課題等

障がいのある人及び児童が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい等に対する理解を深める研修・啓発を行い、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人や児童、その家族、地域住民等による自発的な活動に対して支援します。(例：ピアサポート活動(情報交換のできる交流会)、災害対策事業、孤立防止活動、社会活動支援、ボランティア支援など)

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 (計画値)	有	有	有			

② サービスの状況や課題等

障がいのある人及び児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよ

う、障がいのある人及び児童、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人、障がいのある児童の保護者、または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報提供等の便宜を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化（自立支援協議会の運営）業務を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援事業の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所数	5	6	6	6	6	6
	実施か所数 (計画値)	5	5	5			
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	設置の有無 (計画値)	有	有	有			
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実施の有無 (計画値)	有	有	有			
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	実施の有無 (計画値)	無	無	無			

② サービスの状況や課題等

本町では、平成24年度より、要綱に基づき大山崎町身体障害者協会と大山崎町知的障害者育成会に相談員業務の委嘱をしており、加えて令和元年度からは、京都精神保健福祉推進家族会連合会乙訓やよい会に新たに相談支援業務を委託し、町民

の身近な相談役を確保しています。また、乙訓福祉施設事務組合に基幹相談支援センターを乙訓2市1町で設置しています。

今後も、障がいのある人やその家族の多様な相談に応じられるよう、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申し立て経費や後見人等報酬の一部または全部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向け、法人後見実施に向けた研修や組織体制の構築、活動の支援に取り組みます。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実人数/年	3	3	3	4	4	4
	実人数/年 (計画値)	1	1	1			
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実施の有無 (計画値)	無	無	無			

② サービスの状況や課題等

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

(5) 意思疎通支援事業

サービス	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	町福祉課窓口到手話通訳者を設置します。
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのある人が発語困難等により、入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図ることができない場合に、コミュニケーション支援員を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数／年	3	3	3	3	3	3
	実人数／年 (計画値)	3	3	3			
手話通訳者設置事業	実設置見込み数／年	1	1	1	1	1	1
	実設置見込み数／年 (計画値)	1	1	1			
重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	人数／年	3	3	3	3	3	3
	人数／年 (計画値)	1	1	1			

② サービスの状況や課題等

聴覚等に障がいのある人の自立と社会参加が促進されるよう、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業を継続して実施していきます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具を給付します。
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がい者等の在宅療養等を支援する用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の、障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の、障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用を支給します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件数/年	5	2	2	3	3	3
	件数/年 (対計画値)	250.0%	100.0%	100.0%			
自立生活支援用具	件数/年	4	3	4	4	4	4
	件数/年 (対計画値)	80.0%	60.0%	80.0%			
在宅療養等支援用具	件数/年	1	4	2	2	2	2
	件数/年 (対計画値)	33.3%	133.3%	66.7%			
情報・意思疎通支援用具	件数/年	1	6	2	3	3	3
	件数/年 (対計画値)	33.3%	200.0%	66.7%			
排泄管理支援用具	件数/年	401	398	340	380	380	380
	件数/年 (対計画値)	80.2%	79.6%	80.0%			
居宅生活動作補助用具	件数/年	0	2	1	1	1	1
	件数/年 (対計画値)	0.0%	200.0%	100.0%			

② サービスの状況や課題等

日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

障がいのある人の生活を支える日常生活用具について、今後も継続して給付していきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数/年	4	4	5	5	5	5
	実養成講習修了見込み者数/年 (計画値)	5	5	5	/	/	/

② サービスの状況や課題等

手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人及び児童の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話奉仕員養成研修の実施を継続するとともに、周知に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実人数/月	45	40	40	41	42	43
	延時間数/月	5,302	4,803	3,218	4,884	5,003	5,122
	実人数/月 (対計画値)	86.5%	74.1%	71.4%			
	延時間数/月 (対計画値)	87.9%	76.7%	49.5%			

② サービスの状況や課題等

利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

障がいのある人の日常生活の支援や社会参加の促進に向け、乙訓2市と連携を図りながら、サービスの確保に取り組んでいきます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

① 必要な量の見込み（年間、1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター事業	大山崎町	か所/年	1	1	1	1	1	1
		実人数/月	9	10	10	10	10	10
		か所/年 (計画値)	1	1	1			
		実人数/月 (計画値)	12	13	13			
	他市町村	か所/年	3	3	3	3	3	3
		実人数/月	6	4	4	4	4	4
		か所/年 (計画値)	3	3	3			
		実人数/月 (計画値)	40	40	40			

② サービスの状況や課題等

障がいのある人の創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の促進に向け、地域活動支援センターの確保に取り組んでいきます。

本町の地域活動支援センター「やまびこ」（平成26年4月よりNPO法人やまびこに委託実施）については、継続して活動の支援を行っていきます。

(10) 任意事業

サービス	概要
福祉ホーム	住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する支援を行います。
入浴サービス (一部町単 独事業)	家族等による入浴介護が困難または移送が困難な身体障がい者及び知的障がい者に対して、施設において行う介助入浴（施設入浴）または移動入浴車を派遣する訪問入浴を実施します。
更生訓練費支 給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、社会復帰促進のため更生訓練費を支給するものです。
日中一時支 援事業	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休息を目的に実施します。
スポーツ・レ クリエーシ ョン教室開 催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ、レクリエーション教室、大会等を開催するものです。
要約筆記者 養成研修事 業	障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する要約筆記者を養成するための研修を実施します。
自動車運転 免許取得・自 動車改造 助成事業	自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成します

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホーム（運営補 助）	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
	実施の 有無 (計画値)	有	有	有	/	/	/
入浴サービス	回数/ 年	404	459	480	447	447	447
	回数/ 年 (対計画値)	84.2%	95.6%	100.0%	/	/	/
更生訓練費支給事業	人数/ 年	0	0	0	0	0	0
	人数/ 年 (計画値)	1	1	1	/	/	/
日中一時支援事業	回数/ 年	214	276	243	244	244	244
	回数/ 年 (対計画値)	71.3%	92.0%	81.0%	/	/	/

スポーツ・レクリエーション・教室開催等事業	回数/年	1	1	0	1	1	1
	回数/年 (計画値)	2	2	2			
要約筆記者養成研修事業	人数/年	2	2	2	2	2	2
	人数/年 (計画値)	2	2	2			
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件数/年	0	0	0	1	1	1
	件数/年 (計画値)	1	1	1			

② サービスの状況や課題等

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

地域生活支援事業の任意事業については、今後も継続して実施していきます。

3 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の策定等により、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるなどの役割を担う相談支援専門員等を配置します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	68	43	39	52	58	64
	人/月	19	13	14	16	18	20
	人日/月 (対計画値)	59.1%	33.1%	26.9%			
	人/月 (対計画値)	82.6%	50.0%	48.3%			
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
放課後等デイサービス	人日/月	301	300	355	368	390	411
	人/月	27	31	33	35	37	39
	人日/月 (対計画値)	100.3%	85.7%	88.8%			
	人/月 (対計画値)	90.0%	88.6%	82.5%			
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

	人日/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
	人/月 (対計画値)	0.0%	0.0%	0.0%			
障害児相談支援	人/月	11	7	12	14	16	18
	人/月 (対計画値)	100.0%	50.0%	70.6%			

※実績は各年度3月提供分。令和2年度のみ7月提供分。

② サービスの状況や課題等

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害児福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

今後も、障害のある児童にとって必要な療育が受けられるよう、サービスの確保と提供に努めていきます。



第 5 章

計画の推進に向けて

1 連携体制の強化

(1) 庁内連携体制の強化

障がいのある人やその家族が抱える問題や不安、悩みは多岐に渡っており、その生活を支えていくため、福祉のみならず保健や教育、土木など、関係課と連携体制の強化を図っていきます。

(2) 乙訓 2 市 1 町、京都府との連携の強化

障がい者施策を推進していくためには、京都府や乙訓 2 市 1 町（大山崎町、向日市、長岡京市）が連携・協力を図りながら進めていくことが重要であることから、連携・協力体制をさらに密にしていきながら障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

(3) 乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化

乙訓 2 市 1 町で設置している「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」は、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行うことを目的としています。

また、障がいのある人の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行うとともに、困難事例について支援策などの協議を行っています。今後も本協議会の活動を支援していくとともに、全体会や専門部会等を通じて地域における問題・課題を共有し、その問題解決につながるよう、連携を図っていきます。また、本協議会が乙訓圏域に住む障がいのある人にとって身近な機関となるよう、周知・啓発に努めていきます。

(4) 障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、サービス提供事業者、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。また、保健所や向日が丘支援学校、しょうがい者就業・生活支援センター、ハローワークなど、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関との連携強化を図っていきます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理及び評価については、「大山崎町障害者基本計画等策定委員会」を通じて、計画の進行管理・評価を行っていきます。